

令和7年6月 日

(名称) 深谷市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

深谷市は面積が138.37Km²、人口141,268人(R2国勢調査)で埼玉県の北西部に位置し、平坦な地形を呈している。また、市内には広域的な移動手段であるJR高崎線と秩父鉄道の2つの鉄道で計7駅が整備されており、この鉄道と結節する地域間移動の足として、市内に民間路線バスが4路線運行されている。

コミュニティバス「くるリン」(定時定路線)は、これらを補完する役割として平成12年度から本格運行し、令和2年4月から現運行を開始、**令和7年4月に一部路線(北部シャトル便)において運行ルート変更等の再編を実施した。**

また、定時定路線ではカバーしきれない地域の細かな移動ニーズに対応すべく、コミュニティバス「くるリン」(デマンドバス)を平成27年4月より運行開始し、令和4年4月より現運行を実施している。

人口減少、少子高齢化が進展する中、生活に必要な公共交通網を維持・確保していくことは、益々困難になることが想定される。当市においても、直近5年間で民間路線バスが2路線廃線となっているほか、令和5年7月に市内タクシー会社3社のうち1社が廃業したことで深刻なタクシー不足となり、地域住民の移動に大きな影響が生じている状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス「くるリン」の運行を確保・維持することで交通弱者の足の確保および交通空白地帯の解消を図り、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

また、令和6年3月に「深谷市地域公共交通計画」を策定し、「市民と来訪者の移動を支え、誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本方針として定め、将来持続可能な公共交通の実現のために、生活交通のみならず、観光交通としてもコミュニティバスの採算性を考えていく旨を規定した。

市民にとって「住み続けたい」、「安心して暮らすことができる」公共交通であること、また、来訪者にとって「車でなくても移動に困らない」、「安心して利用できる」公共交通を目指し、本計画を推進することで将来に渡って持続可能な公共交通の維持確保に努めていく。

※コミュニティバス「くるリン」(デマンドバス)については、一部バス停が深谷市外の近隣自治体(熊谷市・本庄市・寄居町)に立地しているが、以下の理由によりそれら近隣自治体の公共交通計画には位置づけないものとしている。

①「くるリン」(デマンドバス)は深谷市民限定利用となっており、市民に必要な生活交通として、市内在住者のみが利用するため。

②一部バス停の立地する近隣自治体は本事業につき費用負担をしていないため。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和6年3月に策定した「深谷市地域公共交通計画」に基づく事業目標

5カ年（R6年度～R11年度事業）の目標

○令和11年度時点での目標数値

- ・コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）の利用者数を127,227人/年とする。
- ・コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）の運行サービス全体に対する満足度を50.6%とする。
- ・コミュニティバス「くるリン」（デマンドバス）の利用者数を34,022人/年とする。
- ・コミュニティバス「くるリン」（デマンドバス）の運行サービス全体に対する満足度を62.8%とする。
- ・コミュニティバス運行事業収支率（定時定路線）を17.9%とする。
- ・コミュニティバス運行事業収支率（デマンドバス）を13.2%とする。

（深谷市地域公共交通計画 P102－103 より抜粋）

(2) 事業の効果

コミュニティバス「くるリン」（定時定路線・デマンドバス）の運行を維持することにより、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段及び市内への来訪者の移動手段が確保される。また、鉄道・民間路線バス等への接続を向上させることで効率的な運行体系を実現し、将来に渡り持続可能な公共交通ネットワークの形成につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）の再編（深谷市、交通事業者）
- ・コミュニティバス「くるリン」（デマンドバス）のサービス向上（深谷市、交通事業者）
- ・既存公共交通の利用促進（深谷市、交通事業者）
- ・公共交通の利用に関するわかりやすい情報提供（深谷市、交通事業者）
- ・地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出（深谷市、交通事業者）

（深谷市地域公共交通計画 P91－101 より抜粋）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添 表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

深谷市地域公共交通会議が、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を交通会議運行経費補助金として負担することとしている。

（参考：令和6年度 [R6.4.1～R7.3.31]）

①運行経費	定時・デマンド計	115,343,647 円
②運行収入	定時・デマンド計	16,750,700 円
③国庫補助金	定時・デマンド計	8,644,000 円
●交通会議負担額 ①－(②＋③) =		89,948,947 円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、実績データの集計及び評価を実施（毎年実施） ・利用者アンケート（毎年実施） ・市民アンケート（コミュニティバス再編時等に実施） 等
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添 表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

（主な議案、報告事項のみ抜粋）

令和7年度

第1回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 4月）

○令和7年度事業計画（案）について

⇒協議結果：合意を得られた

第2回 深谷市地域公共交通会議（書面協議 6月）

○深谷市地域公共交通計画別紙（案）について

（交通不便地域の指定について）

19. 利用者等の意見の反映状況

(1) 市民アンケート

概 要：バス路線の再編等、運行に関わるリニューアル等を行う際に適宜実施
 対 象：無作為抽出した15歳以上の市民3,000人
 実施履歴：平成25年度、平成29年度、令和2年度、令和5年度

(2) 利用者アンケート

概 要：利用者の利便性向上の取組に繋げるため、年度ごとに必要に応じて実施
 対 象：定時定路線及びデマンドバス利用者
 実施履歴：平成25年度、平成27年度～（各年実施）

(3) 利用者対象ヒアリング調査

概 要：バス路線の再編等、運行に関わるリニューアル等を行う際に適宜実施
 対 象：定時定路線及びデマンドバス利用者
 実施履歴：令和5年度

(4) 交通事業者アンケート調査

概 要：バス路線の再編等、運行に関わるリニューアル等を行う際に適宜実施
 対 象：市内で営業運行を行っている鉄道・バス・タクシー事業者
 実施履歴：令和5年度

(5) 利用者数調査

概 要：運行内容の改善、利便性向上のための基礎データとして情報を蓄積
 対 象：定時定路線及びデマンドバスの運行実績データより集計
 実施履歴：毎年実施

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県深谷市仲町11番1号

(所 属) 深谷市都市整備部都市計画課

(氏 名)

(電 話) 048-574-6654

(e-mail) toshi@city.fukaya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
深谷市	深谷観光バス(株)	(1) 北部シャトル便1	深谷駅 北口	深谷市民 文化会館 前、 大寄公民 館	旧渋沢 邸「中 の家」	往 7.5km 復 7.6km	359日	1,436回			路線定期運行	②(2)	鉄軌道駅(JR高崎線 深谷駅)に深谷駅北口バ ス停で接続	③
		(2) 北部シャトル便2	深谷駅 北口	深谷中央 病院前、 新井郵便 局前	深谷大 里看護 専門学 校	往 8.8km 復 8.9km	359日	1,436回			路線定期運行	②(2)	鉄軌道駅(JR高崎線 深谷駅)に深谷駅北口バ ス停で接続	③
		(3) 北部シャトル便3 (循環便)	深谷駅 北口	旧渋沢邸 「中 の家」、深谷 大里看護 専門学校	深谷駅 北口	36.7 km 循環	359日	718回			路線定期運行	②(2)	鉄軌道駅(JR高崎線 深谷駅)に深谷駅北口バ ス停で接続	③
深谷市 伊勢崎市	深谷タクシー(有)	(4) 北部デマンド		北部エリア 共通エリア		往 km 復 km	359日	11,847回			区域運行	②(2)	鉄軌道駅(JR高崎線 深谷 駅)に接続、地域間幹線バス 系統のいせさきコミュニティ バス「あおぞら」境島村シャ トルバスの上武大橋南バス停 で接続	③
深谷市 本庄市		(5) 西部デマンド		西部エリア 共通エリア		往 km 復 km	359日	5,026回			区域運行	②(2)	鉄軌道駅(JR高崎線 深 谷駅、岡部駅)に接続	③
深谷市 熊谷市 寄居町	花園観光バス(株)	(6) 南部デマンド		南部エリア 共通エリア		往 km 復 km	359日	10,770回			区域運行	②(2)	鉄軌道駅(JR高崎線 深谷 駅、秩父鉄道 市内各駅(全5 駅))に接続、地域間幹線バ ス系統の武蔵観光(株)の寄 居車庫～深谷駅線のクリー ンパーク前バス停で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	深谷市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	74,201
交通不便地域等	29,097

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
11,603	深谷北部地区	局長指定
3,020	深谷南部地区	局長指定
10,265	岡部地区	局長指定
1,751	川本地区	局長指定
2,458	花園地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
深谷市地域公共交通計画	令和6年3月8日	-

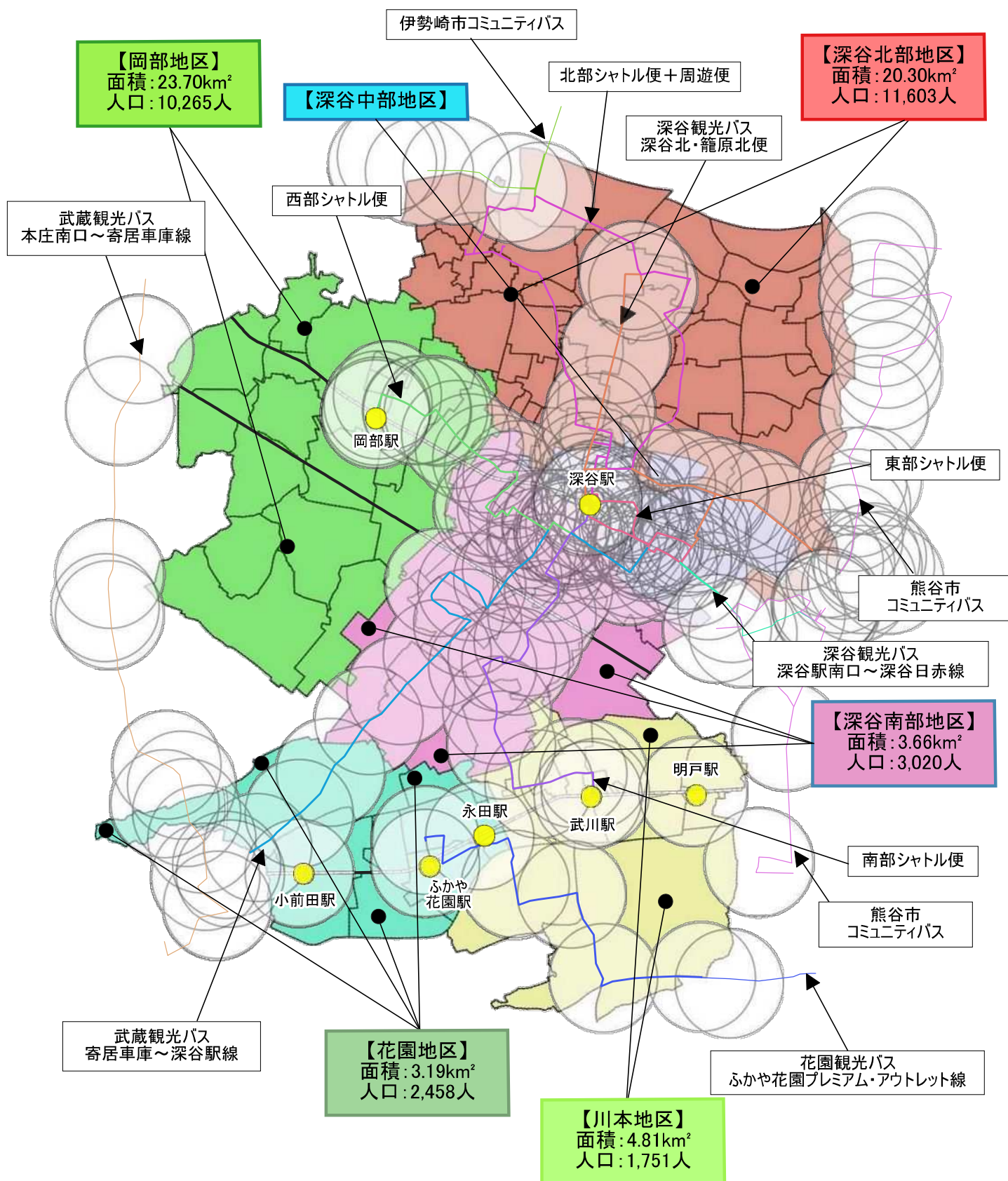
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
鉄道駅及び路線定期型のバス停の半径 1 kmを除く深谷市全域 【詳 細】 埼玉県深谷市深谷北部地区、深谷南部地区、岡部地区、川本地区、花園地区 （ＪＲ高崎線岡部駅・深谷駅・籠原駅、秩父鉄道桜沢駅・小前田駅・ふかや花園駅・永田駅・武川駅・明戸駅及び国際十王交通籠原駅～熊谷駅線・熊谷駅～小川町線、深谷観光バス籠原駅～深谷日赤病院線・深谷北～籠原北線、武蔵観光バス寄居車庫～深谷駅線・寄居車庫～本庄駅線、花園観光バス森林公園駅～ふかや花園プレミアム・アウトレット線、深谷市コミュニティバス東部シャトル便、西部シャトル便、南部シャトル便、熊谷市ゆうゆうバスさくら号・ほたる号・グライダーワゴン、いせさきしコミュニティバスあおぞら境島村シャトルバスの停留所から半径 1 キロメートルの区域を除く）
2. 指定を受けようとする理由
上記地区においては令和 6 年 10 月 1 日付けで交通不便地域の指定を受け、同日よりフィーダー補助を受けてコミュニティバスの運行を行っているが、当該交通不便地域指定対象地区内で民間バス路線が新設されたことにより、交通不便地域が変更となるため、改めて指定を受ける必要が生じた。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
・深谷市コミュニティバス「くるリン」北部シャトル便 1 （深谷駅北口 ～ 深谷市民文化会館前、大寄公民館 ～ 旧渋沢邸「中の家」） ・深谷市コミュニティバス「くるリン」北部シャトル便 2 （深谷駅北口 ～ 深谷中央病院前、新井郵便局前 ～ 深谷大里看護専門学校） ・深谷市コミュニティバス「くるリン」北部シャトル便 3（循環型） （深谷駅北口 ～ 旧渋沢邸「中の家」、深谷大里看護専門学校 ～ 深谷駅北口） ・深谷市コミュニティバス「くるリン」北部デマンド （営業区域：デマンド北部エリア、共通エリア） ・深谷市コミュニティバス「くるリン」西部デマンド （営業区域：デマンド西部エリア、共通エリア） ・深谷市コミュニティバス「くるリン」南部デマンド （営業区域：デマンド南部エリア、共通エリア）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
29,097 人（令和 7 年 3 月 31 日時点）
5. 指定を受けようとする期間
令和 6 年 10 月 1 日 ～ 令和 11 年 9 月 30 日
6. 協議会における協議年月日
令和 7 年 6 月 日
7. その他特記事項

■鉄道駅およびバス停より1km圏域



0 1 2 km

※図中の面積および人口は、鉄道駅およびバス停より1km圏域に含まれない区域の面積および人口